

mineo 斡旋における禁止事項

パートナーは mineo 斡旋に際し、下記の禁止事項について遵守してください。

1. 顧客に代わって申し込みの取次ぎをすること。
2. 別の類似または全く異なる商品、またはサービスと偽ってそれと誤解させるような説明をして勧誘すること、または広告宣伝をすること。
3. 故意に事実を伝えず、又は虚偽の説明を行うこと。
4. 顧客が契約を締結しない旨の意思を表示し又は勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を表示したにも拘わらず、当該勧誘を継続すること。
5. 法律に違反する勧誘行為をすること。
6. サービスまたは、商品の名称、価格、契約対象者など、その内容について誤った情報を記載もしくは音声、映像などで宣伝広告すること。
7. 反社会勢力が発行する新聞、雑誌などの発行物その他各種メディアにて宣伝広告すること、
8. 事前許可を受けずに宣伝広告すること。
9. 他社への批判を含んだ内容をもって宣伝広告すること。
10. オリジナルの広告物（チラシ等の紙媒体）、各メディアへの掲載、HP の制作ならびに各 SNS における、パートナー及び個人名にて弊社の知的財産を利用した宣伝の内容について、事前の審査なしに使用、公開すること。
11. 無断で第三者にロゴのデータまたは情報を渡し、営業活動を代行させること。
12. 制作物のデザイン、イラスト等を流用し、別の広告として利用し利益を得ること。
13. 弊社が知的財産権侵害と判断した行為をすること。